処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法	令	名:	道路交通法
根	拠。余	英 項:	第90条第10項
処	分の	概 要:	運転免許を受けることができない期間の指定
原相	権者(委	任先):	宮城県公安委員会
法	令 の		道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の 合の免許の欠格期間の指定の基準)
処	分基		運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の めを基準としつつ、別添に従い処分の軽減を行う。
問	合せ	せ 先:	警察本部運転免許課(電話022-373-3601)
備		考:	